

# 令和3年度 東京都在住外国人支援事業助成のご案内

この助成金は、民間団体が行う、東京都内の在住外国人を支援する事業に対して助成するものです。

東京で暮らす外国人が安心・安全に暮らせる環境を確保するとともに、経済活動や地域活動への積極的な参加を促すことで、日本人と共に東京の一員として活躍できる都市・東京の実現に寄与することを目的に、令和3年度申請事業を募集します。



## 助成対象期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施する事業が対象です。

## 助成対象事業

次の4つに分類される事業が対象です。

### 1 コミュニケーション支援事業

#### 事業例

- ◆日本語教室
- ◆通訳ボランティアの育成や派遣
- ◆多言語による翻訳事業 など

### 2 生活支援事業

#### 事業例

- ◆医療・防災・住居等生活に必要な情報を提供する事業
- ◆相談事業
- ◆同行支援 など

### 3 多文化共生の意識啓発事業

#### 事業例

- ◆フォーラム・シンポジウム・講習会
- ◆年間を通じて継続的に実施する交流イベントやフェスティバル など

### 4 在住外国人の活躍促進事業

#### 事業例

- ◆外国にルーツを持つ子どもの学習支援事業
- ◆在住外国人の地域活動・ボランティア等参加促進事業
- ◆留学生等の就業・起業のサポート事業 など



## 助成対象となる事業者

次の全ての要件を満たし、確実に事業を遂行することができる団体

- 公益法人、特定非営利活動法人又はその他の非営利団体であること
- 東京都内に事務所又は活動拠点を有する団体であること
- 申請日時点で、団体の活動期間が2年以上経過していること など（全8項目）

★複数の団体が共同で事業を実施することで、地域の外国人支援ネットワークの形成や、より広域的な事業効果が期待できる事業は、「連携事業」として申請することができます。



## 助成事業の要件

次の全ての要件を満たす事業を対象とします。

- 東京都内に居住又は通勤・通学する外国人を主な対象とすること
- 申請者が自ら企画・運営する事業であること
- 原則として、東京都内で実施する事業であること
- 事業が広く在住外国人等に公開されていること
- 申請時点での助成対象事業費が総額50万円以上であること など（全10項目）



## 交付する助成金について

### (1) 交付する助成金額

交付限度額は、1事業につき500万円。ただし、交付率は助成対象事業費の2分の1以内

### (2) 助成対象となる経費の支出期間

助成対象事業期間内に発生した経費（交付決定前※に支出した経費を含む。）であって、令和4年3月31日までに支出済みの経費 ※令和3年7月上旬に交付・不交付決定予定

### (3) 助成金の交付時期

実際に交付する助成金額は、事業完了後に提出していただく実施結果報告書等を審査し、確定します。提出から助成金の支払いまでには2カ月程度かかりますので予めご了承ください。

### (4) 概算払い

事業の実施期間中でも助成金の概算払（1回）を請求することができます。事業実施期間中に提出していただく進捗状況報告書等を審査し、金額を確定します。

**申請期間：令和3年4月1日（木曜日）～5月17日（月曜日）必着**  
持参の場合は9時30分から17時まで（土日祝日除く。）

計画している事業が助成対象となるか、申請書類の書き方など、個別相談に対応します。  
個別相談を希望する場合は、事前に希望日時を電話又はメールでご連絡ください。

### 問合せ・申請先・個別相談先

東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課  
「東京都在住外国人支援事業助成」担当  
〒163-8001  
東京都新宿区西新宿2-8-1 19階南側  
TEL：03-5320-7738  
Eメール：[S8000224@section.metro.tokyo.jp](mailto:S8000224@section.metro.tokyo.jp)

申請書類をダウンロード  
できます。  
詳細は生活文化局のHP  
をご確認ください！



東京都 在住外国人支援事業助成

